

厚木市は 看護職・歯科衛生士・管理栄養士 を応援します！

平成30年4月から看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）・
歯科衛生士・管理栄養士への三つの助成制度を開始します。

看護職・歯科衛生士奨学金返済助成金

〈対象〉※①から③のいずれの要件も該当する方

- ①採用後3年以内の市内医療機関に勤務している看護職・歯科衛生士・管理栄養士
- ②奨学金を利用して資格を取得し返済中の方
- ③市内在住

〈助成額〉市内医療機関に勤務している期間に、奨学金の返済に要した費用の1/2
年上限20万円（最長3年間で最大60万円）

〈手続き〉雇用証明書・貸与証明書などを添えて申請

※1年以内に退職・転出した場合は助成金の返還を求めます。（一定の事由を除く）

〈申請期限〉別途申請期限を定めます、該当する方は事前に担当課までご連絡ください。

日本学生支援機構奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金などの貸与型の
奨学金が対象 ※給付型奨学金や返済免除規定のある奨学金は対象外

看護職・歯科衛生士転入奨励助成金

〈対象〉※①から②のいずれの要件も該当する方

- ①市内医療機関に勤務している、または就職が決定した看護職・歯科衛生士・管理栄養士
- ②市外から市内に転入（平成30年1月1日以降）

〈助成額〉最大20万円（一律15万円＋転入経費として上限5万円）

〈手続き〉雇用証明書・引っ越し費用がわかる書類などを添えて申請

※1年以内に退職・転出した場合は助成金の返還を求めます。（一定の事由を除く）

〈申請期限〉就労開始日か転入日のいずれか遅い日から3か月以内

看護職・歯科衛生士復職等奨励助成金

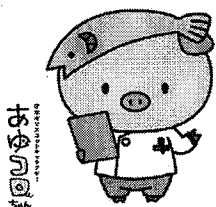
〈対象〉市内医療機関に復職等する市内在住の看護職・歯科衛生士・管理栄養士

〈助成額〉一律20万円

〈手続き〉雇用証明書などを添えて申請

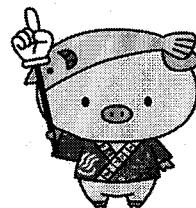
※1年以内に退職・転出した場合は助成金の返還を求めます。（一定の事由を除く）

〈申請期限〉就労開始日から3か月以内



問い合わせ先
厚木市 健康長寿推進課 健康医療係
※お気軽にお問い合わせください。お待ちしております。
☎046-225-2174

介護職人材確保支援事業 変わりました！



H30年度から

その1 ⇒ 3つの新しい助成事業

(転入奨励・復職等奨励・奨学金返済助成金)

※詳細は裏面をご覧ください。

その2 ⇒ 研修費助成リニューアル

◎個人への研修費助成金の助成割合が研修費用に対して

1/2 (上限3万円) → 3/4 (上限なし) ※下記②の事業

①「厚木市介護職員キャリアアップ支援事業補助金」…事業所対象

市内の介護保険指定事業所が、介護従事者のキャリアアップのために負担した研修等の経費の一部を助成します。

【助成額】 研修費用の1/2

①上限 200,000 円: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
介護療養型医療施設、障害者支援施設

②上限 150,000 円: 上記4施設以外のサービス

②「厚木市介護職員等研修支援事業」……個人対象

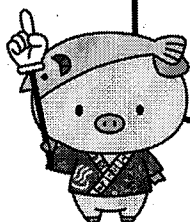
【対象者】

① 市内の介護保険指定事業所に介護職員として従事している市民の方

② 対象となる研修を修了後1年以内に介護保険指定事業所に介護職として就労した市民の方

【助成額】 研修費用の3/4(上限なし)

※助成額の上限及び支給回数を撤廃し、対象者は回数に制限なく研修費用の助成が受けられます。



【問い合わせ】 厚木市福祉部介護福祉課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

TEL: (046) 225-2240 FAX: (046) 224-4599

MAIL: 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

裏面あり

介護職人材確保支援 新規事業一覧

事業名		厚木市介護福祉士等奨学金返済助成金	厚木市介護職転入奨励助成金	厚木市介護職復職等奨励助成金
対象職種等		介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士	介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・保健師・看護師・准看護師・介護支援専門員・介護職員初任者研修修了者・介護職員実務者研修修了者・相談支援専門員・喀痰吸引等研修修了者(第1号、第2号、経過措置対象者)・管理栄養士・ホームヘルパー1級・ホームヘルパー2級・居宅介護職員初任者研修修了者・障害者居宅介護従業者基礎研修修了者・重度訪問介護従業者養成研修修了者・同行援護従業者養成研修修了者・行動援護従業者養成研修修了者(改正前)居宅介護従業者養成研修(1級、2級、3級)修了者・(旧)全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者・(旧)視覚障害者外出介護従事者養成研修修了者・(旧)知的障害者外出介護従業者養成研修修了者	
常勤・非常勤の別		常勤のみ(非常勤職員のうち、常勤職員並みの就労状況にある者を含む)		
内容	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に常勤介護福祉士等として就労している人(採用後3年以下) 奨学金を利用して介護福祉士等の上記資格を取得し、現に奨学金の返済を行っている人 市内在住 この事業の対象となる事業所に就労する医療関係(保健師・看護師・助産師・准看護師・歯科衛生士・管理栄養士)及び保育士の資格保有者で、その資格をもって就労する人は、この助成金の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等上記職種の介護職等として就労することが決定した人又は就労している人 市外から市内に転入 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に介護職員等として働いており、介護職等を離職後1年以上経過して市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に復職する人 上記職種の介護職等としての就労経験が無く、資格を取得後1年以上経過して、市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に就労する人 市内在住
	助成内容	介護福祉士等として市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に就労している期間に、奨学金の返済に要した費用の一部を支給	市内に転入する際に要した費用の一部を支給	就業奨励金として助成金を支給
	その他	【対象となる奨学金】貸与型奨学金(日本学生支援機構奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金等)	転入及び採用から1年以上就労することが条件	就業から1年以上就労することが条件
助成金額		上限20万円/年、最長3年。最大60万円	一律15万円+転入の経費として上限5万円	一律20万円
申請必要書類等	共通	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 各助成事業の対象職種等を証する書類(修了証明書、受講終了証書等) 就労先の雇用(転入奨励は、見込可)証明書(1年以上の継続勤務を証するもの) 		
	事業ごと	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金貸与証明書(その他奨学金の貸与を受けていることを証する資料) 奨学金返済証明(その他奨学金の返済を証する資料) 	引越に係る費用を証する領収書等の書類	